

<b>①件名</b>	
避難所担当職員制度について	
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b> 平成28年11月の津波発生時において、避難指示（緊急）を発令し避難所を開設したが、施設の開錠を含め受入態勢が整うまでに時間を要した。平日であったため、学校においては教職員で対応できたが、施設管理者による対応が困難な休日・夜間に発生した場合は、避難してもその受入態勢が整うまでに時間がかかるため、市民の生命の確保が困難な状況となっている。</p> <p><b>【目的】</b> 休日・夜間における津波警報及び大津波警報発表時において、市民が迅速に避難できるようにするため、あらかじめ市職員の担当者を決め平常時から住民、施設管理者とともに避難所受入態勢を整えるもの。</p>	
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b></p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市地域防災計画 災害応急対策編（津波）</p>	
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
<p>平成28年11月22日 福島県沖地震による津波発生 平成29年 1月14日 津波避難行動に関するアンケート調査 5月22日 津波避難対策検討会議の設置について庁議報告 5月29日 第1回津波避難対策検討会議・第1回同会議ワーキンググループ 6月28日 第2回同会議ワーキンググループ 8月24日 第3回同会議ワーキンググループ 9月1日 第2回津波避難対策検討会議 10月 関係機関との協議 ～12月</p>	
<b>⑤主な内容</b>	
1 実施内容	対象避難所に担当職員を指定し、休日・夜間に津波警報・大津波警報が発表された場合は、避難所へ直接参集し、避難所を開設し避難者の受入を行う
2 担当職員	津波警報・大津波警報発表時に開設する対象避難所33箇所（本庁地区内）について、1避難所あたり4名程度を、近隣に居住する市職員から指定する
3 運用方法	市職員自らの安全確保が優先のため、津波・大津波警報発表後、津波到達予想時刻を確認し、時間内に参集可能であれば担当避難所へ直接参集。参集困難な場合は、自宅等において安全確保を優先し、情報収集に努める。
※詳細については、別紙1「避難所担当職員制度の概要」のとおり	

<p><b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p><b>【影響・効果】</b> 津波警報及び大津波警報発表時に、施設管理者側で対応が難しい休日・夜間においても、速やかに市民の避難先を確保することで、市民の生命を守ることができる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キーボックス設置費用 1, 102千円（全避難所85箇所に合鍵を準備）</li> <li>・避難所運営用品費用 1, 843千円（直接避難所へ参集した場合でも常時配置）</li> </ul>
<p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p> <p><b>【県内沿岸市の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の担当職員はあらかじめ指定し、避難所への直接参集を実施している 仙台市、気仙沼市、東松島市、塩釜市</li> <li>・避難所の担当職員はあらかじめ指定し、発災時には市役所に参集後各施設へ向かわせる 名取市</li> </ul>
<p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>平成30年 2月 各学校・関係機関への説明 3月 全市職員を対象に制度内容を通知 （近隣避難所の確認を依頼） 4月 人事異動後に、避難所照会を実施し避難所割当の指定作業 5月 職員対象に研修会実施 6月 対象避難所の学校等へ担当職員を通知し、担当職員による指定避難所の現地確認を実施して、運用開始</p>
<p><b>⑨その他</b></p>